佐賀県内の中小企業・ 個人事業主の皆様へ



# 佐賀県中小事業者応援金

# <物価高騰対応>

佐賀県は、物価高騰に直面する県内の中小事業者の方に応援金を交付します。

受付期間

令和4年 令和5年 12月5日 ▶ 2月6日表





交付額

▶ 10万円

個人事業主

7.5万円

### 対象となる事業者

佐賀県内に本社・本店を有する中小企業及び県内在住の個人事業主ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- (1)一般貨物自動車運送事業者、バス・タクシー事業者で、「燃油高騰対応応援金」の対象となる事業者
- ※「燃油高騰対応応援金」は車両の保有台数に応じて交付する制度です。詳細は本折込チラシにご案内 がありますので、ご覧ください。
- (2)国、県が行う他の支援策の対象となる事業者
  - ① 農林漁業者
  - ② 医療・福祉サービス業、保育施設・認定こども園、調剤薬局
  - ③ 私立学校、専修学校、各種学校、私立幼稚園
  - ④ LPG使用車を有するタクシー業、バス事業者のうち乗合バス、離島航路の運航事業者
- (3) 風営法に規定する性風俗関連特殊営業又は、当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
- (4) その他、法人税法別表第 I に規定する公共法人、政治団体、宗教上の組織又は団体、本支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと佐賀県が判断する者

## 対象要件

- ①令和4年11月1日以前から事業を継続していること。
- ②年間の売上額が法人10万円以上、個人7.5万円以上あること。

以下の書類のコピーが必要となります。

- ①本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード)
- ②振込先通帳(表紙+見開き1,2ページ)

3 **(**3)

法人

・直近の事業年度分の法人税確定申告書別表一、 法人事業概況説明書1,2ページ

個人

・令和3年分所得税確定申告書Bの第一表、第二表及び青色申告決算書(又は収支内訳書)

#### 応援金の申請手続き



#### オンライン申請の場合

オンライン申請ページへアクセス

申請フォームに必要事項を入力

必要書類をアップロード

申請完了



#### 郵送で申請する場合

所定の申請用紙に必要事項を記入

必要書類を同封のうえ、以下の住所へ郵送

〒840-8799 佐賀中央郵便局留め 佐賀県中小事業者応援金相談センター

申請完了

オンライン申請ページはこちら



申請書等を ダウンロードする場合はこちら



お問合せ先

佐賀県中小事業者応援金相談センター ☎0570-076-670 受付時間:9:00~17:00(平日のみ)

# 注意 応援金の不正受給は犯罪です!!

対象要件を満たしていないにも関わらず、偽って応援金の交付を受けようとする行為は犯罪です。不正等が判明した場合は、応援金を返還いただくとともに、申請者の情報を公表します。